

滋賀県青少年の健全育成に関する 条例施行規則

昭和五十三年三月二十七日 滋賀県規則第十号

(趣旨)

第一条 この規則は、滋賀県青少年の健全育成に関する条例(昭和五十二年滋賀県条例第四十号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第一条の二 この規則で使用用語は、条例で使用用語の例による。

(平十一規則八十・追加)

(指定および命令の基準)

第二条 条例第八条の規定による推奨、条例第十一条第一項、第十二条第一項および第十四条第一項の規定による指定ならびに第十三条の規定による措置命令の認定基準は、別に定めるところによる。

2 条例第十一條第二項第一号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを描写し、または撮影した図画または写真(陰部を覆い、ばかし、または塗りつぶしたものを含む。)とする。

- (一) 全裸または半裸での卑わいな姿態で、次のアからカまでのいずれかに該当するもの
 - ア 大たい部を開いた姿態
 - イ 陰部、でん部または女性の胸部を誇示した姿態
 - ウ 自慰の姿態
 - エ 愛むの姿態
 - オ 排せつの姿態
 - カ 緊縛の姿態
 - (二) 性交またはこれらに類する性行為で、次のアからエまでのいずれかに該当するもの
 - ア 男女間の性交または性交を連想させる行為
 - イ ごうかんその他他のりよう辱行為
 - ウ 同性間の性行為
 - エ 変態性欲に基づく行為
- 3 条例第十一條第二項第二号に規定する規則で定めるものは、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面(陰部を覆い、ばかし、または塗りつぶしたものを含む。)とする。
- (平七規則九十五・一部改正)
- (有害図書等の陳列方法等)

第二条の二 条例第十一條の三第一項の有害図書等の陳列の方法等は、次の各号のいずれかに該当する措置を講じて、店舗内の図書等の販売等を業とする者またはその従業者が常駐する場所から容易に監視することができる場所に陳列し、かつ、容易に判読できる大きさの文字で、青少年が購入し、借り受け、閲覧し、または視聴することができない旨を有害図書等を陳列する場所の見やすい箇所に掲示することとする。

(一) 間仕切り等により仕切られた場所であつ、内部を容易に見通すことができない措置が講じられた場所に有害図書等を陳列すること。

(二) 有害図書等以外の図書等を陳列する棚と六十センチメートル以上離れた棚に、有害図書等をまとめて陳列すること。ただし、有害図書等を陳列する棚を、有害図書等以外の図書等を陳列する棚の背面に設置する場合は除く。

(三) 有害図書等から十センチメートル以上張り出す仕切り板と仕切り板の間に、有害図書等をまとめて陳列すること。

(四) 床面から一五〇センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにして、有害図書等をまとめて陳列すること。

(五) 図書等を販売し、または貸し付けることを業とする者が、前各号に掲げる措置を講ずることが困難な場合は、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列すること。

(平十六規則十一・追加)

(有害興行の制限の揭示)

第三条 条例第十二條第二項の規定による青少年が見、または聞くことができない旨の揭示は、別記様式第一号によるものとする。

(指定等の告示または通知)

第四条 条例第十七條の規定による告示は、指定または指定解除をしようとするものの種類および名称ならびに指定または指定解除の年月日および理由その他必要な事項を記載して行わなければならない。

2 条例第十七條ただし書の規定による通知は、前項に規定する事項を記載した通知書を交付することによつて行つ。

(自動販売機等設置届出書等)

第五条 条例第十九條の二第一項に規定する届出書は、自動販売機等設置届出書(別記様式第二号)によるものとする。

2 前項の自動販売機等設置届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(一) 条例第十九條の三に規定する自動販売機等管理者を置かなければならない場合にあっては、当該自動販売機等管理者の住民票記載事項証明書および当該自動販売機等管理者が自

動販売機等を管理する権限を有し、かつ、自動販売機等管理者となることを承諾していることを証する書類の写し

(二) 条例第十九條の三ただし書に規定する場合(自動販売機等が条例第二十條第四項に規定する措置が講じられている自動販売機等である場合を除く。)にあっては、自動販売業者の住民票記載事項証明書(法人にあっては、登記事項証明書) 条例第十九條の二第二項の規定による届出は、自動販売機等変更届出書(別記様式第三号)により行つものとする。

4 第二項の規定は、条例第十九條の二第一項第三号の自動販売機等の設置場所を変更しようとし、または同項第一号もしくは第六号に掲げる事項(電話番号を除く。)を変更した場合における前項の自動販売機等変更届出書について準用する。

5 条例第十九條の二第三項の規定による届出は、自動販売機等廃止届出書(別記様式第四号)によるものとする。

(平七規則九十五・追加、平十一規則八十・平十七規則二十四・一部改正)

第五条の二 条例第二十二條の二第二項の規程による深夜における青少年の立入りを禁止する旨の揭示は、別記様式第四号の二によるものとする。

(平二十規則六十二・追加)

(立入調査する職員)の指定)

第六条 条例第二十六條第一項に規定する職員は、次に掲げる者のうちから知事が指定する。

- (一) 健康福祉部子ども・青少年局の職員
 - (二) 子ども家庭相談センターの職員
 - (三) 振興局地域健康福祉部および地域振興局地域健康福祉部の職員
 - (四) 教育委員会事務局学校教育課の職員および県立学校の生徒指導担当教職員
 - (五) 警察本部生活安全部少年課または警察署の生活安全課の職員
 - (六) その他特に必要と認める職員
- (昭五十三規則二十一・昭五十六規則六十八・昭五十九規則三十一・平元規則四十六・平三規則二十四・平四規則三十九・平六規則六十六・一部改正、平七規則九十五・旧第五條線下・一部改正、平十規則十三・平十規則三十三・平十一規則三十・平十二規則八・平十二規則一四一・平十三規則七十七・平十五規則四十三・平十七規則三十一・平十九規則二十一・一部改正)
- (立入調査員の証明書)
- 第七条 条例第二十六條第二項に規定する証明書は、別記様式第五号によるものとする。
- (平七規則九十五・旧第六條線下・一部改正、平十一規則八十・一部改正)

- 付 則
- 1 この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。
 - 2 滋賀県青少年保護条例施行規則（昭和三十九年滋賀県規則第二十四号）は、廃止する。
- 付 則（昭和五十三年規則第二十一号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 付 則（昭和五十八年規則第六十八号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 付 則（昭和五十九年規則第三十一号）
この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。
- 付 則（平成元年規則第四十六号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 付 則（平成三年規則第二十四号）抄
（施行期日）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 付 則（平成四年規則第三十九号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 付 則（平成六年規則第六十六号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 付 則（平成七年規則第九十五号）
この規則は、平成八年四月一日から施行する。
- 付 則（平成十年規則第十三号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 付 則（平成十年規則第三十三号）抄
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 付 則（平成十年規則第六十一号）
- 1 この規則は、平成十年十一月一日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現にある関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。
- 付 則（平成十一年規則第三十号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 付 則（平成十一年規則第八十号）
- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第五条の見出しの改正規定、同条に二項を加える改正規定（同条第五項に係る部分に限る。）、第七条の改正規定および別記様式第四号を別記様式第五号とし、別記様式第三号の次に一様式を加える改正規定は、同年二月一日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現にある改正前の第五条第一項に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。
- 付 則（平成十二年規則第八号）
この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 付 則（平成十二年規則第四百一十一号）

- この規則は、公布の日から施行する。
- 付 則（平成十三年規則第七十七号）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県青少年の健全育成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。
- 付 則（平成十五年規則第四十三号）抄
（施行期日）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 付 則（平成十六年規則第十一号）
この規則は、平成十六年十月一日から施行する。
- 付 則（平成十七年規則第二十四号）抄
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 付 則（平成十七年規則第三十一号）抄
- 付 則（平成十九年規則第二十一号）抄
（施行期日）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 付 則（平成二十年規則第六十二号）
この規則は、平成二十年十月一日から施行する。
- 追加（平成七年規則九十五号）、一部改正（平成十年規則六十一号・十一年八十号・十三年七十七号）
- 追加（平成七年規則九十五号）、一部改正（平成十年規則六十一号・十三年七十七号）
- 追加（平成十一年規則八十号）、一部改正（平成十三年規則七十七号）
- 追加（平成二十年規則六十二号）
- 一部改正（平成四年規則三十九号・七年九十五号・十一年八十号・十三年七十七号）